

---

◎臨時議長紹介

○議会事務局長（鈴木清文君） 本臨時会につきましては、一般選挙後初めての議会となります。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。出席議員中、土屋清武議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。土屋清武議員、議長席までお願いいたします。

○臨時議長（土屋清武君） ただいま、ご紹介をいただきました土屋清武であります。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---